

## 主 文

- 1 被告は、原告に対し、4円及びこれに対する令和7年3月14日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 3 訴訟費用は、これを2000分し、その1を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。

## 事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

被告は、原告に対し、8000円及びこれに対する令和7年3月14日から支払  
10 みまで年3%による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

本件は、堺市a区gの土地（地積505㎡。以下「**本件土地**」という。）に所在する  
駐車場（以下「**本件駐車場**」という。）を管理運営する原告が、下記のとおり主張し  
て、被告に対し、国家賠償法1条1項又は不当利得（侵害利得）に基づき、損害賠償  
15 金又は利得金8000円及び遅延損害金の支払を求める事案である。被告は、駐車  
の事実については認めるものの軽傷ひき逃げ事件の捜査中であり、緊急性が認められる  
ことから、国家賠償法1条1項又は不当利得に基づく請求は認められないなどとして、  
これを争っている。

### 記

20 被告の公務員である堺警察署交通課のI警部補（以下「**本件警察官**」という。）が、  
令和6年10月10日午前10時29分頃～48分頃、本件駐車場のうちJ（以下「**J**」  
という。）に転貸されている駐車部分（以下「**本件駐車部分**」という。）に警察車両（登  
録番号・（登録番号省略）。以下「**本件車両**」という。）を駐車したが（以下、この駐車  
行為を「**本件駐車行為**」という。）、本件駐車行為は原告の許可を得ることなく無断で  
25 されたものであって、国家賠償法上違法であり、又は法律上の原因がなく、これによ  
り本件駐車部分の1か月分の賃料相当額8000円の損害又は損失を被った。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに弁論の全趣旨及び掲記の証拠により容易に認められる事実）

(1) 原告及び本件駐車場

原告は、所有者から、本件土地と隣接する土地（本件土地と合わせると計672㎡）  
5 を年額100万円で賃借し、その土地を区分して、Jらに駐車場として月額8000  
円で転貸して、管理運営していた。本件駐車場は、砂利敷きの土地で、道路側には入  
口を除いてガードレールが設置され、入口付近には看板があり、「月極有料駐車場」、  
「契約者以外、無断駐車ご遠慮下さい」などの記載や、原告の氏名・電話番号が記載  
されていた。（甲1、2、5、6、11、12）

10 (2) 本件駐車行為（令和6年10月10日午前10時29分頃～48分頃）

本件警察官は、被告の公務員であるところ、令和6年10月10日午前10時29  
分頃、本件車両を運転し、本件駐車場に立ち入り、本件駐車部分に駐車し、同日午前  
10時48分頃までの間、駐車を継続した（本件駐車行為）。本件に関連して、物件事  
故報告書（乙1）が作成されており、発生日時を同日午前8時15分、発生場所を堺  
15 市a区h先路上とする記載が認められる。（甲1、10の1・2、乙1、3）

2 争点

(1) 国家賠償法1条1項の違法性の有無（争点1）

(2) 損害の発生及びその数額、因果関係（争点2）

(3) 不当利得の成否・額（争点3）

20 3 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1（国家賠償法1条1項の違法性の有無）

（原告の主張）

本件駐車行為は違法である。その理由は、次のとおりである。

原告は、本件駐車行為により、本件駐車部分の使用収益権を侵害された。

25 また、本件駐車行為はやむを得ない理由がなく違法である。すなわち、①ひき逃げ  
事件の被害者の男児は軽傷であり、緊急性が高かったとはいえない。②大阪府道路交

通規則 2 条の 7 第 3 項 3 号によれば本件車両を道路上に駐車して事故処理をするのが正しい職務遂行方法である。③本件警察官の上司らは、本件駐車行為後の原告との面談において、警察の非を認めた。

(被告の主張)

5 本件駐車行為は違法でない。その理由は、次のとおりである。

本件駐車行為は、ひき逃げ事件捜査の過程で行われたもので、職務行為として正当である。すなわち、①ひき逃げ事件捜査という特性上、できるだけ早く被害者と接触し、見分等を通じて証拠品を発見押収するなどの必要があり、緊急性があった。②大阪府道路交通規則 2 条の 7 第 3 項 3 号には駐車禁止の規制等の対象から除く車両に  
10 「犯罪の捜査、交通の取締り、警備活動その他警察責務遂行のために使用中の車両」の記載があるところ、事件現場の道路状況から交通事故処理車を駐車できる場所は本件駐車場しかなく、代替手段がなかった。③本件駐車場は、施錠設備や出入りを排除するパー等がなく容易に出入りできるいわゆる「青空駐車場」であり、本件駐車行為は、私生活の平穩を害するものではなかった。

15 (2) 争点 2 (損害の発生及びその数額、因果関係)

(原告の主張)

原告は、本件駐車行為により本件駐車部分の使用収益権を侵害されたところ、本件駐車部分の駐車料金は月極で 8 0 0 0 円であるから、その損害の額は本件駐車部分の 1 か月分の賃料相当額である 8 0 0 0 円である。

20 本件駐車場には、「月極有料駐車場」、「契約者以外、無断駐車ご遠慮下さい」、そのほか原告の氏名・電話番号等が記載された看板があり、本件警察官は事前に承諾を得ることが可能であったのであるから、事前・事後に承諾を得ようとした旨の主張は不自然である。また、本件警察官は、原告の承諾を得ることを怠ったのであるから、必要最小限度の駐車であったともいえない。

25 (被告の主張)

原告の主張は否認し又は争う。

本件警察官は、本件駐車場の管理者が判明すれば、事前・事後に承諾を得ようとしたものであるし、実際にも、原告からの承諾が得られなかったため、直ちに本件車両を移動させた。また、本件駐車行為がされた約20分の間、Jが車両を駐車しにくることはなく、実質的被害が発生したとはいえない。

5 (3) 争点3 (不当利得の成否・額)

(原告の主張)

本件駐車行為は何らの権限もなく行われたものであるから、原告は、被告に対する不当利得返還請求権を取得し、原告の損失(被告の利益)は、本件駐車部分の1か月の賃料相当額である8000円である。

10 争点1における原告の主張のとおり、本件駐車行為はやむを得ずしたものであるとはいえず、被告は不当に利益を得たといえる。

(被告の主張)

争点1における被告の主張のとおり、本件駐車行為はやむを得ずしたものであって被告が不当に利益を得たものではない。

15 第3 争点に対する判断

1 認定事実

前提事実並びに掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件駐車行為

20 本件警察官は、令和6年10月10日午前8時15分頃、堺市a区h先路上における軽傷ひき逃げ事件の通報を受け、本件車両でひき逃げ事件現場に向かい、同日午前10時29分頃、本件駐車場に立ち入り本件駐車部分に本件車両を駐車し、降車して捜査に向かった。本件警察官は、原告から苦情を受けて本件車両を移動する同日午前10時48分頃までの間、駐車を継続した(本件駐車行為)。(前提事実(2)、甲1、乙1、3)

25 (2) 本件警察官らによる謝罪

本件警察官は、同月11日、上司と共に原告宅を訪問し、本件駐車行為について原

告に謝罪した。(甲10の1・2)

## 2 争点3 (不当利得の成否・額) について

### (1) 不当利得の成否

前提事実(1)のとおり、原告は、所有者から本件駐車場を賃借しており、本件駐車場  
5 を使用収益する権利を有しており、Jらに転貸して収益を上げている。他方で、認定  
事実(1)のとおり、令和6年10月10日、通報から約2時間後の午前10時29分頃  
～48分頃、本件警察官がその職務を行うについて本件駐車部分に本件車両を駐車し  
たこと(本件駐車行為)が認められる。

そうすると、本件警察官は、その職務を行うについて、原告が現に営業をして収益  
10 を上げている本件駐車場の1区画である本件駐車部分に、その利用対価を支払うこと  
なく、駐車をしたものであるから、被告には利用料相当分の受益が認められる。また、  
本件駐車行為の態様をみても、本件警察官が通報から約2時間経過した後に駐車を開  
始し、捜査に向かい、原告から苦情を受けるまでの約20分間、駐車を継続したとい  
うのである。そして、それらの行為は原告の承諾なしに行われたというのであるから、  
15 本件駐車部分の無断利用者である被告との関係において、原告の賃借権が侵害された  
というべきであるし、被告に生じた上記の受益は、原告の賃借権に由来するものとい  
うべきである。

そして、被告の受益が原告の賃借権に由来するものである以上、原告の具体的な利  
用態様、利用可能性の有無は、不当利得(侵害利得)の成否に影響を与えるものとは  
20 いえない。すなわち、本件において、原告は本件駐車部分をJに転貸しているものの、  
その転貸は原告の賃借権と両立するものであることからすれば、被告に原告の賃借権  
に由来する受益が認められるので、原被告間に不当利得の成立が認められる。また、  
原告の本件駐車場の具体的な利用態様、利用可能性や実質的被害の有無(例えば、原  
告がJに駐車場を転貸していること、Jが本件駐車行為の間に現実に本件駐車部分を  
25 利用しようとしていたか否か、原告がJから賃料の支払を受けていたか否か等)は上  
記判断を左右するものではない(客観的に、本件駐車部分が一時的にJにおいて使用

することができない状態であり、それがJの責めに帰することができない事由によるものであったといえる以上、法律上当然に賃料がその割合において減額されるというべきであり〔民法611条1項参照〕、原告は、仮にJから令和6年10月分の賃料減額の支払を事実上受けていたとしても、そのような当然減額の主張をJから受け得る立場にあるといえる。)

また、本件駐車行為が、原被告間の契約（使用貸借契約、賃貸借契約等）、法令上の根拠（警察官職務執行法等の根拠）等の法律上の原因に基づくものであれば、不当利得の成立は認められないことになるものの、認定事実(1)のとおりの本件駐車行為に至る経緯や態様などに加えて本件全証拠から認められる事実関係に照らせば、原被告間の契約に基づくものではないことはもとより、警察官職務執行法等の法令上の根拠に基づくものとも評価し難い。

したがって、原被告間には不当利得が成立する。

#### (2) 不当利得の額

上記(1)のとおり、原被告間に不当利得が成立するところ、①認定事実(1)のとおり本件駐車行為が約20分程度であること、②前提事実(1)のとおり原告が所有者から本件土地と隣接する土地を合わせて（計672㎡）年額100万円で賃借していること、③本件駐車場の賃料が月極で8000円であること、④月額賃料8000円を基礎として20分に相当する額を算出すると約3.58円（8000円÷31日÷24÷3≒3.58円）となること、その他諸般の事情を総合考慮すると、本件の不当利得の額としては4円が相当である。

#### (3) 被告の主張について

これに対し、被告は、前記第2の3(3)の被告の主張欄記載の理由を挙げて、本件駐車行為はひき逃げ事件捜査の過程でやむを得ずされたものであって、原被告間に不当利得は成立しないと主張する。

しかし、被告の主張するように、本件駐車行為が必要性、緊急性があり相当な方法で行われたとしても、上記(1)の認定判断は左右されるものではない。すなわち、原告

には、被告との関係において法秩序によって割り当てられた権利の損失（賃借権の侵害）があり、被告にその割当て内容に反する受益（無断利用）が認められるのであるから、法律上の原因がなければ正当化はされないところ、被告の行為に警察官職務執行法等の法令上の根拠があるとはいえないことは前記のとおりであるし、被告の主張するような緊急避難的な状況は、本件駐車部分の占有正権原を基礎付ける法律上の原因を構成するものとはいえない。

そうすると、本件駐車行為の必要性・緊急性・相当性に関して具体的に検討するまでもなく、被告の主張は理由がない。

#### (4) 小括

したがって、原被告間には不当利得が成立し、その額は4円である。

#### 3 まとめ

以上によれば、原告の請求は、被告に対し、不当利得に基づき、利得金4円及びこれに対する訴状送達日の翌日である令和7年3月14日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

なお、選択的併合の関係にある請求のうち、一方の請求が一部でも認容される以上、認容を解除条件として審理・判決を求めている他方の請求については、解除条件が成就し、判断の対象とはならないところ、本件では原告の不当利得返還請求について一部認容しているから、それと選択的併合の関係にある国家賠償法1条1項に基づく請求については、判断の対象とはならない（争点1・2については、判断する必要がない。）。

#### 第4 結論

よって、原告の不当利得返還請求は、主文第1項記載の限度で理由があるからこれを認容し、不当利得返還請求に係るその余の請求は理由がないからこれを棄却し、仮執行宣言については相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所堺支部第1民事部

裁判官 真 田 尚 美

5

裁判官 丹 治 雅 文

10 裁判長裁判官山地修は、転補のため署名押印することができない。

裁判官 真 田 尚 美

(略語一覧表)

本件土地	堺市 a 区 b の土地
本件駐車場	原告が管理運営する、本件土地に所在する駐車場
本件警察官	堺警察署交通課の I 警部補
J	J
本件駐車部分	本件駐車場のうち J に転貸している駐車部分
本件車両	登録番号（登録番号省略）の警察車両
本件駐車行為	本件警察官が、令和 6 年 1 0 月 1 0 日午前 1 0 時 2 9 分頃～4 8 分頃、本件駐車部分に本件車両を駐車した行為